

5項において準用する場合を含む。)の規定による長野県農業会議からの意見の聴取 ((イ)及び(サ)の許可並びに(ヲ)及び(シ)の協議に係るものに限る。(タ)及び(チ)において同じ。)

(カ) 第4条第4項の規定による条件の付加 ((イ)の許可に係るものに限る。)

(コ) 第4条第5項の規定による国又は都道府県との協議
別表第9の2の(8)のアの(イ)を同(イ)とし、同(ア)の次に次の事項を加える。

(イ) 第3条第4項の規定による通知

(ウ) 第3条第5項(第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定による条件の付加 ((ヲ)及び(サ)の許可に係るものに限る。)

(エ) 第3条第6項の規定による条件の付加及び報告の受理

(オ) 第3条の2第1項の規定による必要な措置の勧告

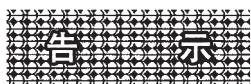
(カ) 第3条の2第2項の規定による許可の取消し
別表第9の2の(8)のアに次の事項を加える。

(フ) 第51条第2項の規定による命令書の交付

附 則

この規則は、平成21年12月15日から施行する。

行政改革課



長野県告示第571号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年12月14日

長野県知事 村井 仁

1 施行者の名称

池田町

2 都市計画事業の種類及び名称

池田都市計画下水道事業 池田町公共下水道

3 事業施行期間

平成6年1月20日から

平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成6年長野県告示第57号、平成10年長野県告示第12号、平成11年長野県告示第480号、平成15年長野県告示第158号の事業地のうち、池田町大字池田、大字会染及び大字中鶴地において事業地を変更する。

生活排水課

長野県告示第572号

次の保安林を解除予定保安林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

平成21年12月14日

長野県知事 村井 仁

1 解除に係る保安林の所在場所

飯田市千栄660の7(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課



公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成21年12月14日

長野県知事 村井 仁

1 都市計画の種類及び名称

池田都市計画下水道 池田町公共下水道

2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県環境部生活排水課、池田町建設水道課

生活排水課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月14日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドッグ飯田上郷店

飯田市上郷飯沼1452-3

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

吉川建設株式会社